**学術コンサルティング契約書**

（契約項目表）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 甲（受託者）
 | 国立大学法人九州工業大学 |
| 1. 乙（委託者）
 |  |
| 1. 題目
 |  |
| 1. 目的及び内容
 |  |
| 1. 学術コンサルタント
 | 氏名 | 所属部局・職名 |
|  |  |
| 1. 実施場所
 |  |
| 1. 実施期間
 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | から |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |
| 1. 実施頻度
 | 月 |  | 回、 | 1回あたり |  | 時間 |
| 1. 学術コンサルティング料

（単位：円）消費税額及び地方消費税額を含む | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|  |  |  |

甲と乙は、契約項目表記載の学術コンサルティング（以下「本学術コンサルティング」という。）を実施するにつき、次の各条の通り学術コンサルティング契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書を作成し、甲乙記名押印又は署名（電子署名を含む）のうえ、それぞれ書面1通又は電磁的記録を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 福岡県北九州市戸畑区仙水町１番１号 |
| 国立大学法人九州工業大学 |
| 学長 | 三谷　康範 |
|  |
| 乙 |  |
|  |
|  |  |

1. **（定義）**

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　「学術コンサルティング」とは、乙の委託を受けて、甲の職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づきコンサルティング、助言及び講習を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。

二　「学術コンサルタント」とは、甲の職員で、当該学術コンサルティングを行う者をいう。

三　「秘密情報」とは、甲又は乙が本学術コンサルティングのために、相手方に書面、　図面、写真、サンプル、電子媒体、その他の媒体等で開示した研究、技術上又は営業上の情報のうち、当該媒体に秘密情報である旨を明示したものをいう。また、電子メール又は口頭で開示した情報については、開示の際に秘密情報であることを明示又は通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から30日以内に秘密とすべき電子メール又は口頭開示情報を書面に特定したうえ、秘密である旨明示して相手方に媒体で送付したものをいう。

1. **（学術コンサルティングの方法）**

本学術コンサルティングは、原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することもできる。その場合の旅費交通費等（宿泊費を含む。）は、乙が負担するものとする。

1. **（学術コンサルティング料等の支払い）**

乙は、契約項目表9.に定める学術コンサルティング料を、甲の発行する請求書により所定の期日までに納付するものとする。

2　甲は、前項の規定により乙から支払いを受けた学術コンサルティング料については、これを乙に返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により本学術コンサルティングを中止したときは、不用となった額の範囲内においてその全部又は一部を返還する。

1. **（知的財産権の取扱い）**

本学術コンサルティングの実施に伴って生じた知的財産権等の帰属、取扱い等については、別途甲乙協議して決定するものとする。

1. **（秘密の保持）**

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、相手方から開示もしくは提供を受けた秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

一　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの

二　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの

三　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの

四　正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの

五　相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

2　甲及び乙は、本契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方から開示された秘密情報を管理するものとする。

3　甲及び乙は、自己の組織内部において、本学術コンサルティングのために知る必要のある者に限り相手方から開示された秘密情報を開示できるものとし、開示を行う際は自己に課された秘密保持義務と同様の義務を課すものとする。

4　甲及び乙は、本学術コンサルティングの目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りではない。

5　前四項の有効期間については、本契約の有効期間中及びその終了後3年間とする。

1. **（複写、複製の禁止）**

甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本目的の達成に必要な範囲において、秘密情報の全部又は一部を複製できるものとし、複写又は複製した情報についても秘密情報として同様に扱うものとする。

1. **（実施許諾）**

甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報に基づく知的財産権を実施許諾されたものと解釈してはならず、実施許諾を希望する場合は、別途実施許諾契約書を締結するものとする。

1. **（免責）**

甲は、本学術コンサルティングに基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

1. **（契約の解除）**

甲は、乙が契約項目表9.に定める学術コンサルティング料を支払わなかったときは、本契約を解除することができる。

2　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間に是正されないときは、本契約を解除することができる。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約を違反したとき

3　甲は、乙が次の各号の何れかに該当し、債務不履行に陥った場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

1. **（退職後の取扱い）**

甲及び乙は、自己の研究担当者等が、自己に所属しなくなった後も、第5条の規定を遵守させるよう措置しなければならない。

1. **（契約の有効期間）**

本契約の有効期間は、契約項目表7.に定める期間と同一の期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

1. **（契約終了後の効力）**

本契約の失効後も、第4条から第8条、第10条及び第13条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

1. **（裁判管轄）**

本契約に関する訴えは、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

1. **（協議）**

本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

1. **（反社会的勢力の排除）**

甲は、乙及び乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められたとき

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

三　反社会的勢力を利用していると認められるとき

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

六　自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2　甲は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。